

介護報酬改定について

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

【業務継続計画未実施減算】

施設・居住系サービス 所定単位数の3/100に相当する単位数を減算

その他のサービス 所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

【経過措置】 →経過措置が終了しました。

- 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害計画に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算は適用しない。
- 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

身体的拘束等の適正化 (短期入所系サービス、多機能系サービス)

【身体拘束廃止未実施減算】

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じていない場合

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

【経過措置】 1年間の経過措置あり→経過措置が終了しました。

室料負担を求める多床室の入所者について (短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院)

1 室料負担を求める多床室の入所者について

- II 型介護医療院の多床室の入所者
- 「その他」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室の入所者

2 室料として負担いただく額について

- 室料相当額控除として▲26単位／日
- 基準費用額（居住費）について＋260円／日

（ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担は増加しない。）

室料負担を求める多床室の入所者について (短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院)

3 施行時期

令和7年8月

4 届出

対象となる施設は、令和7年8月1日までに以下の届出の提出が必要となります。

- 介護給費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1—1）
- 介護給費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）

※予防サービスを行っている場合は、別紙1—2を提出

※令和7年6月末までに新様式をホームページに掲載予定

留意事項通知の改正について (訪問介護)

令和7年5月から、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、中山間地域等に係る加算の取得要件の弾力化が行われました。

なお、八戸市内は全て中山間地域に該当します。

詳しくは、介護保険最新情報Vol.1382を御確認ください。

条例改正について (短期入所生活介護)

1 条例の改正理由・概要

現行の管理栄養士は、栄養士免許を受けた者であるが、栄養士法の改正により、栄養士免許を受けていない者でも、管理栄養士の免許を受け得ることとなったことから、事業所の人員配置基準において、「栄養士」のみ規定している条項に「管理栄養士」についても規定の対象となるように改正した。

2 改正した条例（令和7年4月1日施行）

- ① 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ③ 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例